

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年７月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ 水道・下水道

	要望者区分	市民		
要望日	令和８年６月１８日（木曜日）２件 令和８年６月２５日（木曜日）１件 計３件	回答日	令和８年７月１４日（火曜日）	
標 題	要望等記録制度で扱って下さい１			
要望等の概要	・「ご使用水量等のお知らせ」（検針票）について、他世帯が「水色」のカラー印刷であり、責任の所在である受注者名や検針員名が明記されている一方、自宅に投函された「ご使用水量等のお知らせ」（検針票）は、モノクロ印刷であり、さらに受注者名と検針員名が明記されていなかった。 ・特定の市民を対象とした不当な差別的取扱いを直ちにやめてほしい。 ・正規の検針票を再発行し、自宅へ届け直してほしい。 ・どの受注者及び検針員が業務を行ったのか明示してほしい。 ・このような委託事業者に対して大阪市として調査の上、厳正に処分をしてほしい。			
対応方針の概要	要望等に対する回答書を作成し、令和８年７月１４日に送付しましたが、受取拒否する旨を記載したメモが貼付されて、令和８年７月２１日に返戻されました。			
担当部署	（１）水道メータ検針等の業務委託に関すること 水道局 総務部 お客さまサービス課（営業企画担当） （２）「ご使用水量等のお知らせ」（検針票）に関すること 水道局 総務部 お客さまサービス課（北部方面営業担当）	電話	（１）に関すること 06-6616-5473 （２）に関すること 06-6391-7611	